

法と文化

日本の法と日本的公私構造（1）都市計画を題材に

法学部 寺尾美子

I. はじめに： いま問われている「おおやけ」のあり方

「^{おおやけ}公」「^{わたくし}私」と “public” ”private” e.g. 「公法」「私法」

「21世紀日本の構想：日本のフロンティアは日本の中にある—自立と協治で築く新世紀—」より

一つは、国民が国家と関わる方法とシステムを変えることである。

すなわち、国民が政府に負託し、政府が国民から負託された関係を、あくまでも国民が主体となって担う新たなガバナンス（協治）として確立することである。

日本は戦後、民主主義を社会の中に定着させてきたが、形の上では変わったものの、中身が変わらなかった部分もある。中でも「上から下へ」、あるいは「官から民へ」という一方通行の意思伝達、権力誇示の回路と組織論は習性のよりに残った。これを「下」と「上」、または「民」と「官」の緊張感のある契約関係、より対等な関係へと切り替えるということである。政府は国民の代理人である、という意識を国民はもっと持たなければならない。

もう一つは、市民社会における個と公との関係を再定義し、再構築することである。

それにはまず、個を確立することである。自由で、自立し、責任感のあるしっかりとした個であり、同時に他者を人間的共感によって抱擁する広がりのある個を解き放つ。そうしたたくましく、しなやかな個が自らの意志で公的な場に参画し、それを押し広げることで、躍動的な公を作り上げていく。このようにして育つ公は、個に対してより多様な選択と機会を与えるだろう。そうしてこそ、より果敢にリスクを取り、先駆的な挑戦に挑み、より創造的で、想像力のある、多様で活力のある個人と社会も登場する。その土台の上にそれを促すための報酬制度や、失敗したときの安全ネットの制度を足場として構築することを考えるべきだろう。

II. 道路（都市基盤）整備に失敗した日本の都市計画法制

（1）計画的なまち割りシステムを持たない日本の都市計画法制

街区が都市構成単位となっていない日本の都市

better by design

醜い（美しくない）日本のまち

緩い計画規制と公共事業による開発利益還元制度の不全

（2）公共事業の開発利益還元制度の移植の失敗

空文化している受益者負担金制度

背景にあるシビルミニマム意識

戦前に既に失敗していた受益者負担金制度

III. 公共事業による受益の公共還元が機能しなかった文化的背景：“the public”

とおおやけ
と「公」

（1）国家とイコールではない“the public”：国家は“the public”の代理人であるから公的存在

「憲法は収用される財産の価値が支払われるべきだとしているのではなく、正当な補償(just compensation)が与えられるべきだとしているのである。正当な補償とは、収用を受ける個人にとって正当(just)であるのみならず、the publicにとっても正当と言える補償でなければならない。・・・補償が財産を収用される個人にとってばかりでなく、これを支払う the publicにとっても正当なものであるよう配慮するのは、state の義務である。・・・憲法によって必要とされている正当な補償とは、公用収用によって財産所有者にもたらされた損失によって測られるべきである。彼には、彼が奪われたものの価値を受け取る権利はある。しかしそれだけである。彼にそれより少なく与えることは彼に対して正当 just ではなく、彼にそれを超えたものを与えるのは the public に対して正当ではない」

（2） 「私たち」のものではありえなかった日本の「公」^{とおおやけ}

日本の入れ箱的公私構造と滅私奉公の思想

「結果としては武士は公共事業をやっている。そして公共の利益になっている。

でも、その元々の発想は違う。民・百姓のためにやっているわけではなく、生産を上げて、より豊かな、より強い大名になる、より強い将軍になるためにやっているわけです。」

IV. おわりに

参考文献

- ・ 渡辺浩「「おほやけ」「わたくし」の語義：「公」「私」 ”public” ”private”との比較において」（佐々木毅＝金泰昌編『公と私の思想史（公共哲学1）』（東京大学出版会 2001）
- ・ 拙稿「アメリカ法における「正当な」補償と開発利益：アメリカ法における the public の考察資料として」『法学協会雑誌』112 卷 11 号 1503-1609 頁
- ・ 拙稿「都市基盤整備にみるわが国近代法の限界：土地の公共性認識主体としての公衆^{ザ・パブリック}の不在」（岩波講座『現代の法9巻 都市と法』（岩波書店 1997）
- ・ 拙稿「「土地」を通して考える「自治」と「活私開公」：わが国の“まちづくり”のために」（西尾勝ほか編『自治から考える公共性（公共哲学11）』（東大出版会 2004）